

保育を必要とする事由 ※次のいずれかの事由に該当することが必要です。

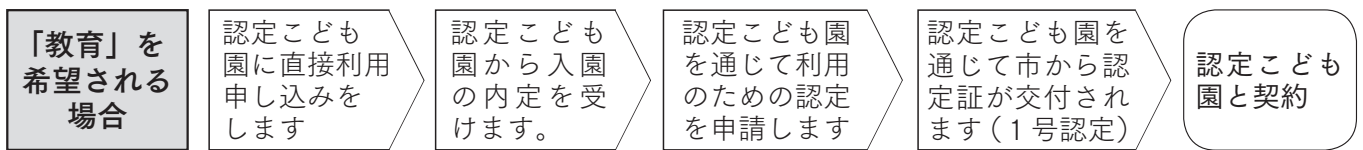
- 就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- 求職活動（起業準備を含む）
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合



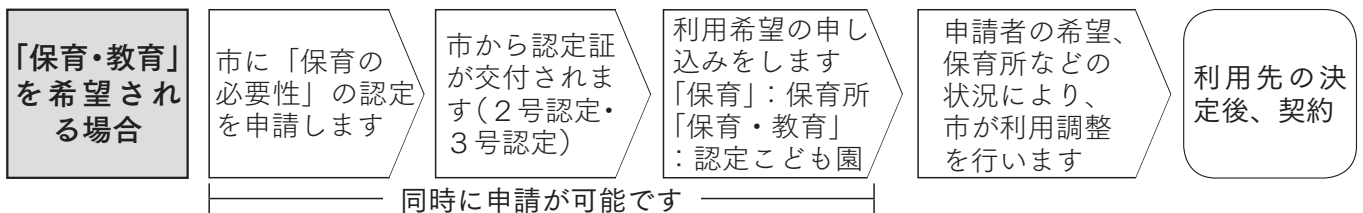
※同居の親族の方が子どもを保育できる場合、利用の優先度が調整されます。

※ひとり親家庭、生活保護家庭、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合など、保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

○手続きの流れ



※中野中央幼稚園の利用を希望する場合の手続きは従来どおりです。



3. 平成 27 年度 認定申請・利用希望の申し込みについて

来年4月から新たに保育所・認定こども園の認定申請、保育所入所を希望される児童の利用希望申し込みは、11月下旬頃から受け付けを予定しています。なお、日程については、広報なかの11月号でお知らせします。

○現在保育所を利用中の方へ

保育を必要とする事由に該当する場合は、基本的に継続して利用が可能となりますが、新制度へ移行するに当たっての手続き等の詳細は市からご案内します。

保育所名	定員 (人)	所在地	電話番号
みなみ保育園	180	新野 335 番地	(26) 2187
平野保育園	210	片塩 41 番地	(22) 6302
松川保育園	160	中野 1461 番地 1	(22) 2248
高丘保育園	140	草間 1502 番地	(22) 2731
長丘保育園	80	壁田 1573 番地 3	(22) 6390
平岡保育園	150	間長瀬 496 番地 2	(26) 2525
たかやしろ保育園	120	赤岩 1525 番地 2	(22) 6611
永田保育園	60	永江 1861 番地	(38) 2530
豊井保育園	120	豊津 3079 番地 1	(38) 2123
さくら保育園	120	小田中 119 番地 1	(22) 3244
新西町保育園 (仮称)	100	三好町一丁目 6 番 10 号 (※1)	(22) 3324
私立ひよこ保育園	90	東山 1134 番地 4	(24) 5155
認定こども園 中野マリア幼稚園	年少以上 127 0~2歳児 43	中央二丁目 6 番 4 号	(22) 3503
中野中央幼稚園	230	中央四丁目 2 番 5 号	(22) 3686

(※1) 住所表示は変更になります。旧西町保育園の所在地で標記しています。

問い合わせ先 保育課保育係 ☎ (22) 2111 (内線293)



子ども・子育て支援 **新** 制度がスタートします

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートします。

手続きの流れや時期はこれまでと大きくは変わりません。しかし、教育・保育を受けるための3つの区分による認定を受け、市から認定証が交付され、現在保育所などに入所している方も認定の申請が必要になるなど従来と変わる点があります。今月号では、新制度の概要についてお知らせします。

1. 保育園・認定こども園・幼稚園は新制度でどのようなになるの？

(中野市の状況) 保育所・・・公立11園、私立ひよこ保育園
 認定こども園・・・中野マリア幼稚園
 幼稚園・・・中野中央幼稚園 ※新制度に移行しません



○現行制度

	入所選考	利用時間	保育料
保育所	市が基準に基づき利用調整	原則として8時間(延長保育あり)	市が所得に応じて決定(所得税額をもとに算定)
認定こども園	園が選考	【保育園部分】 原則として8時間(延長保育あり)	市の基準に合わせ、所得に応じて決定(所得税額をもとに算定)
		【幼稚園部分】 4時間を基準に園で定める教育時間(預かり保育あり)	園が独自に算定(市は就園奨励費を補助)
幼稚園	園が選考	4時間を基準に園で定める教育時間(預かり保育あり)	園が独自に設定(市は就園奨励費を補助)



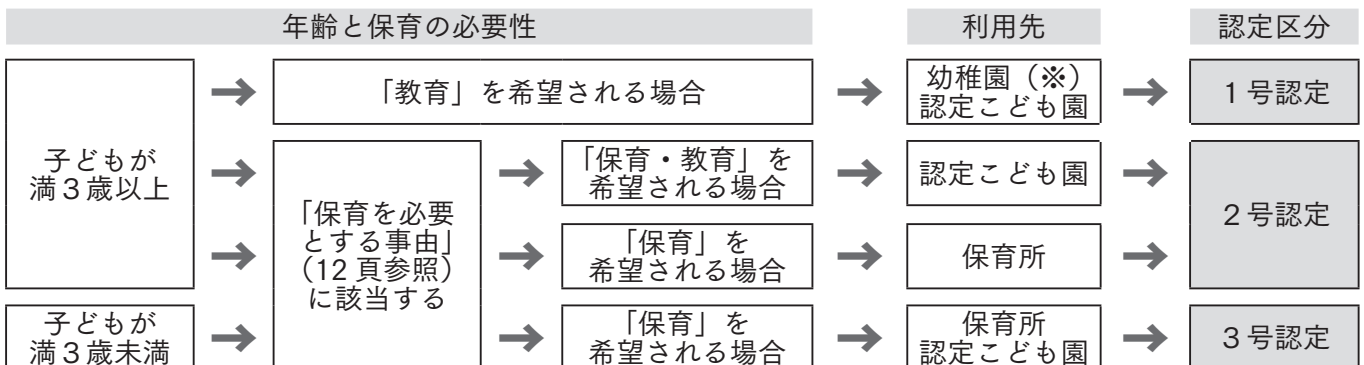
○新制度後

	利用調整	利用時間	利用者負担額
保育所	市が基準に基づき利用調整	○標準時間保育：最長11時間まで ○短時間保育：最長8時間まで	市が所得に応じて決定(市民税額をもとに算定)
認定こども園	【0～2歳児】 市が基準に基づき利用調整	○標準時間保育：最長11時間まで ○短時間保育：最長8時間まで	
	【年少以上】 市が基準に基づき利用調整 定員を上回る希望があった場合は、園が選考	○標準時間保育：最長11時間まで ○短時間保育：最長8時間まで ○4時間を基準に園で定める教育時間(一時預かり保育あり)	
幼稚園(現行どおり)	園が選考	4時間を基準に園で定める教育時間(預かり保育あり)	園が独自に設定(市は就園奨励費を補助)

2. 認定を受けるために必要な手続きは？

新制度における保育所や認定こども園を利用する場合、お子さんの年齢や保育の必要性によって「支給認定」を受けることが必要になります。(保育を必要とする事由については12頁を参照ください)

この「支給認定」は、保護者の皆さんの申請に基づき、市が「支給認定証」を交付し行います。



※新制度に移行しない幼稚園(中野中央幼稚園)については、支給認定を受ける必要はありません。